

道道の除雪に関するお願い

北海道の除雪体制につきましては、これまでも降雪、積雪による幅員の狭小や見通しの悪化、吹きだまりの発生などに対し、道民生活へ影響が生じないよう除排雪の実施に努めてきたところであります。

今後も引き続き、降雪や積雪の状況の把握に努めながら、作業の効率化やより一層効果的な除排雪の実施に向けて取り組んで参りますが、道民の皆様のご協力が必要です。

つきましては、下記の件にご協力いただき、北海道の除雪作業へのご理解をお願いいたします。

1. 道路への雪出しはやめてください。
自宅敷地及び商店敷地などから雪を道路区域に出すことは、雪山を作り、車道の通行や通勤・通学の方、お年寄りの安全な歩行の妨げになります。
2. 路上駐車、歩道上の駐車、物の放置はやめてください。
車道・歩道に駐車や物を放置されますと、除雪作業の妨げになり、除雪が出来ずに雪が残ってしまいます。
3. 除雪作業後に各家庭の間口に残った雪については、各家庭で除雪をお願いします。
4. 除雪車に近づかないでください。
除雪作業中に機械に近づくと、重大な事故が起きてしまいます。特に、幼児・児童などが除雪車に近づきますと、大変危険ですので、小さなお子様がいる家庭では十分にご注意ください。

道道の除雪管理水準について

冬期間の降雪、積雪による幅員の狭小や見通しの悪化、吹きだまりの発生等に対しては、道民生活へ影響が生じないよう除排雪を実施し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

- 車道の新雪除雪は、車両の安全な走行性を確保するため、原則、降雪量が10cmを超えた場合に出動します。また、歩道の除雪は、歩行者の安全な通行を確保するため、原則、降雪量が概ね10cmを超えた場合に出動します。
- 拡幅除雪は、車道横の雪山が高くなり幅員が狭くなる等、安全な走行ができない状況となった場合に実施します。
- 運搬排雪は、車道横の雪山が高く見通しが悪い区間や、堆雪する余裕が無い区間について、市街地の交通の安全や住民生活に影響を与えないよう実施します。交差点部等の部分的な運搬排雪は、時期や積雪状況を考慮しながら実施します。
- 路面整正は、天候や道路状況を踏まえながら、路面上にできたわだちやアイスバーン等により、スムーズなハンドル操作や車両の安全な走行に支障が生じないよう実施します。
- 春先に行う雪氷除去対策は、融雪水が路面に溜まったり、再凍結によるアイスバーン等、融雪期の交通障害の恐れがあると判断した場合に実施します。
- 凍結防止剤等の散布はスリップしやすい路面状況に対応するため、気象や路面の状況を踏まえ、交差点や急勾配部等の区間について実施します。



新雪除雪状況



運搬排雪状況



凍結防止剤散布状況

効率的・効果的な除排雪を行うための取り組みについて

○ 道路管理者間の連携強化

関係機関との連携強化や効率的な除排雪に取り組むとともに、豪雪時の市町村支援にも努め、道民の皆様方の安全で安心な暮らしを支えるため、冬期における安全で円滑な道路交通の確保にしっかりと取り組んでまいります。

豪雪時における国道や道道と交差する市町村道の接続部分の排雪などといった、それぞれの地域における課題について連携して解決を図ることとします。

また、道有未利用地や道が管理する河川敷地などについて、市町村からの要請に応じて、雪捨て場として貸付けを行ってきておりますが、近年の豪雪により、雪捨て場が不足している状況を踏まえ、その確保を図るため、利用可能な河川敷地や道有未利用地の情報をあらかじめ市町村に提供を行うこととします。

○ 地域ボランティアによる除雪活動

快適な歩道空間を確保することを目的に、商店街や地域ボランティアの方々にハンドガイド式除雪機を無償で貸出し歩道除雪を行っていますが、こうした地域住民の方々と協働した除雪活動の拡充にも取り組んでまいります。